

## 羽咋市有料広告掲載取扱要綱

羽咋市有料広告掲載取扱要綱（平成 18 年羽咋市告示第 81 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、羽咋市（以下「市」という。）が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（広告掲載の対象）

第 2 条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報はくい
- (2) 羽咋市ホームページ
- (3) 電子掲示板
- (4) 庁舎来客用椅子
- (5) 庁舎エレベータ
- (6) がん検診申込冊子
- (7) 地域循環バス
- (8) その他市長が広告の掲載を認めるもの

2 前項に掲げるもの以外のものであっても広告媒体として活用可能なものについては、積極的に広告の掲載に努めるものとする。

（広告の要件）

第 3 条 広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に関するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか広告として市長が適当でないことを認めるもの

（広告掲載の優先順位）

第 4 条 広告を掲載する優先順位は、次の順位とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前 2 号に該当しないもの

（広告の掲載位置）

第 5 条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告の掲載料）

第 6 条 広告掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告の掲載募集）

第 7 条 広告の掲載募集は、広報はくい等により行う。

（広告掲載の申込み）

第 8 条 広告掲載希望者は、広告媒体ごとに定める羽咋市有料広告掲載申込書（様式第 1 号～第 7 号）

を、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、この要綱により、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による決定を行うに当たり、同一の掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による決定をしたときは、その結果を広告掲載希望者に広告掲載決定通知書(様式第 8 号)又は広告非掲載決定通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

4 前項の規定による掲載決定の通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿に電子データを添えて提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第 10 条 広告主は市長の指定する期日までに、広告の掲載料を前納するものとする。

(審査委員会の設置)

第 11 条 広告掲載に関し必要な事項を審査するため、羽咋市有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会の委員は、総務課長、企画財政課長、商工観光課長とする。

4 委員長は、総務課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会は、審査結果を市長に報告するものとする。

9 委員会を招集することができないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。

10 委員会の庶務は、広告媒体を所管する部局において処理する。

(広告主の責任等)

第 12 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 市長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告主が市税を滞納しているとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告としてふさわしくないと市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主が広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 広告の掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

(掲載料金の還付)

第 15 条 広告の掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、還付することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料に利子は付さない。
- 3 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとするものは、羽咋市有料広告掲載料返還請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。
- 5 返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済額とする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。